

朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 認証基準

※ 各基準は年度途中で変更になることがあります。別紙『参考資料』も併せてご覧ください。

①「生きものを育む農法」により栽培されたものであること

以下の5つの生きものを育む技術のいずれかを実施してください。

1 水田、水路での江（深み）の設置

- 江は、畦畔に沿って設置し、江の長さは、概ね水田の短辺の長さ以上としてください。
- 江の形態は、ほ場の状況に応じて「掘り込み深さ 20 cm・幅 30 cm以上」又は「掘り込み深さ 10 cm・幅 50 cm以上」のいずれかとしてください。
- 田植え後から8月中旬までの間、湛水もしくは湿地状態として江を維持管理してください。

2 ふゆみずたんぼ

- 11月頃から翌年2月末まで、ほ場を湛水もしくは湿地状態として維持・管理してください。トラクター等で溝をつけると、湿地状態として維持しやすくなります。
- 排水口及び暗渠は、原則閉じてください。ただし、湿地として維持管理できる範囲において水位調節や設備の維持管理等のために開閉することは構いません。

3 魚道等水路の設置

- 水田と排水路を魚類が行き来できるように繋ぐ水路を設置してください。

4 ビオトープの設置

- ビオトープと対象水田が水路で繋がっていることが必要です。
(申請の対象は作付ほ場です。ビオトープほ場を申請することのないようご注意ください。)

5 無農薬無化学肥料栽培による生産

- 「有機農産物の JAS 規格に認定」、もしくは「新潟県特別農産物認証制度に認証」、または「特別栽培農産物表示に係る表示ガイドラインに沿って栽培」されており、無農薬無化学肥料栽培と確認できることが必要です。

②生きもの調査を年2回実施していること

田んぼの生きもの調査を年2回（6月・8月）必ず実施してください。

佐渡市では、6月第2日曜日と8月第1日曜日を「佐渡市生きもの調査の日」に設定しています。生きもの調査の日又はその前後に調査を実施し、「生きもの調査野帳」を提出していただきます。

③特別栽培※により栽培された米であること

※特別栽培とは・・・佐渡地域の慣行レベルに比べて、化学合成農薬の成分回数が50%以下かつ化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培された農産物です。

特別栽培農産物は、地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な確認責任者による確認が必要です。JAへ出荷する場合はJAが確認責任者となりますが、JA以外の業者販売や個人販売等を行う方は、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに沿った書類を提出していただく必要があります。

④水田畦畔等に除草剤を散布していない水田で生産された米であること

1年を通じて畦畔等に除草剤を使用せず、刈り払い機等による草刈りを実施してください。

※グランドカバープランツの実施等、やむを得ない場合は別途ご相談ください。